

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、ステークホルダーの立場を尊重し、長期的な関係を築き、企業の発展につなげていきたいと考えています。そのために、当社は経営の迅速化と経営のチェック機能の充実を図ることが、重要な経営課題と認識しております。

また、当社は監査役制度を採用しておりますが、社外監査役の機能を有効に活用しているため、引き続き監査役制度を継続し、経営の監査体制をさらに充実していくことが適切であると考えております。加えて、独立性の高い社外取締役を複数名(3名)選任しており、取締役会における監督機能についても、強化・充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】株主総会における権利行使(議決権の電子行使等)

当社は、議決権行使の環境作りとして議決権の電子行使を導入しておりますが、国内外における機関投資家比率(14.02%)が低いことから、議決権電子行使プラットフォームの利用は行っておりません。また、海外投資家比率(5.16%)が低いことから、招集通知の英訳は行っておりません。今後の株主構成及び議決権行使状況等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則2-4-1】女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保

当社は、性別・国籍・採用形態等を問わず、全ての従業員が個々に持つ多様な価値観・能力を發揮し、より活躍できることを目指しています。人材登用においては、組織の状況等に応じて、必要な部門に登用することとし、多様性の確保に取り組んでいます。

当社は、外国人・中途採用者の管理職への登用について、測定可能な目標を定めておりませんが、女性の管理職への登用については、当社主要子会社の(株)永谷園において、2030年度に15%を目標として取り組んでおります。なお、2023年9月時点では9.4%であります。その内容は、「一般事業主行動計画」にて開示しております。

「一般事業主行動計画」<https://www.nagatanien.co.jp/company/diversity.html>

また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための人材育成方針と社内環境整備については、当社ウェブサイトにて開示しております。

「永谷園グループのサステナビリティ」<https://www.nagatanien-hd.co.jp/sustainability/policy/>

【補充原則3-1-2】英語での情報開示

当社は、株主構成の海外投資家比率(5.16%)が低いことから、英語での情報開示を行っておりません。今後の株主構成等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-3】サステナビリティについての取組み

当社グループでは、「企業行動指針」や「一般事業主行動計画」を策定し、各ウェブサイトにて開示しております。

「企業行動指針」<https://www.nagatanien-hd.co.jp/company/policy.html>

「一般事業主行動計画」<https://www.nagatanien.co.jp/company/diversity.html>

当社は、知的財産権の重要性を認識し、自らの権利保護に全力を尽くします。また、知的財産への投資については、商標、意匠、特許等の産業財産権に対して維持管理を中心に一定の予算を投じ、保有する権利を有効に活用することとしています。

また、当社グループでは、気候変動により起こりうる様々な災害リスクに対する社会的要請及びそれにより生じる需要を想定し、長期保存食としてフリーズドライご飯やアレルギー配慮商品のレトルトカレーの開発、生産及び販売活動を展開しています。当社グループは、2022年12月に持続可能な社会の実現に向けた取り組みを当社グループ全体で強化することを目的として、「永谷園グループサステナビリティ方針」の策定、サステナビリティ推進体制を構築しました。今後は、サステナビリティ委員会を中心にして、社会や環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題を整理し、マテリアリティ(重要課題)の特定や、TCFDの枠組みに基づく開示を当社ウェブサイトにて順次行ってまいります。

「永谷園グループのサステナビリティ」<https://www.nagatanien-hd.co.jp/sustainability/policy/>

【補充原則4-1-2】中期経営計画の策定

中期経営計画につきましては、不安定な原油価格、原料価格の高騰や重篤な感染症等、業績に影響を及ぼす要因が多様化し中長期的予測が困難になっているため、現状半年度の数値目標のみを策定しております。今後は、持株会社制の経営及び事業運営体制の中で、中長期的な計画の策定についても検討してまいります。

【補充原則4-1-3】最高経営責任者等の後継者計画

経営陣幹部や管理職の育成は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な課題であると認識しております。これを踏まえ、次世代の経営陣幹部の育成を目的に、ミドル層以上を対象に人材育成、リーダーシップやマネジメント力など、経営者として必要とされる能力の強化を図っております。

【補充原則4-2-1】経営陣の報酬

当社の取締役の報酬は、企業成長をけん引するための資質、能力及び職責に応えるための固定報酬である「基本報酬」と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を目的とする会社業績に応じた「業績連動報酬」により構成される報酬体系であり、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、全て現金報酬としています。執行役員の報酬については、当社規程に従い、会社業績及び業務の執行状況を踏まえ、取締役会にて決定しております。

【補充原則4 - 8 - 1】独立社外者のみの会合の設置

当社の選任した独立社外取締役は、各々が経営の監督機能を果たすに足る知識、経験、能力を有しております。また、各独立社外取締役は取締役会において独立した客観的な立場に基いて積極的に意見を述べており、必要に応じて各取締役、経営陣や監査役との話し合いの場を設ける等、連携が十分に図られ、その責務を十分果たしていることから、独立社外者のみを構成員とする会合を設置する予定はありません。

【補充原則4 - 8 - 2】筆頭独立社外取締役の設置

当社の選任した独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べており、必要に応じて各取締役や経営陣や監査役との話し合いの場を設ける等、連携が十分に図られていることから、筆頭独立社外取締役を設置する予定はありません。

【補充原則4 - 10 - 1】指名委員会・報酬委員会の設置

当社の独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べており、重要事項の検討に際しても、独立性と客観性のある立場から、適切に関与し、助言を行っていることから、指名委員会・報酬委員会を設置していません。

なお、指名委員会・報酬委員会の設置については、今後の取締役会の構成に応じてその要否を含め検討してまいります。

【原則4 - 11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は取締役8名で構成しており、その内訳は、当社グループの事業に関する豊富な知識・経験を有する社内取締役5名と、専門的な知識と幅広い経験を有する独立社外取締役3名であり、知識・経験・能力のバランス、多様性のある構成になっております。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役はそれぞれ、当社の経営課題への対応に必要な資質と多様性を備え、適正規模を両立しているものと判断しております。

なお、監査役には、財務・会計に関する十分な知見を有している者として、経理部長経験者1名、経理部門の業務及び経営企画部門の責任者並びにグループ会社の監査役の経験者1名、公認会計士の資格を有する独立社外監査役1名及び法務に関する十分な知見を有する者として弁護士資格を有する独立社外監査役1名を選任しております。

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会全体の実効性の分析・評価

当社の取締役会では、各取締役が当社グループの事業や自身の専門領域に関する豊富な知識・経験を有しており、各々の観点から経営課題について積極的に意見を述べております。

また、重要な決定事項については、社内役員と同様に社外役員に対しても担当部門から事前に説明を実施することで、取締役会において十分な議論及び適切な判断・監督を行なうことが可能な体制となっており、企業価値やガバナンスの向上につながる取締役会の実効性が確保できていると判断しております。

このような観点から、現時点において当社では、取締役会の実効性についての分析・評価は現在実施しておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則5 - 2】経営戦略や経営計画の策定・公表及び【補充原則5 - 2 - 1】事業ポートフォリオに関する方針・見直し

現状半年度の数値目標のみを策定、公表しております。今後は、持株会社制の経営及び事業運営体制の中で、当社グループの収益計画や資本政策の基本的な方針並びに収益力や資本効率等に関する目標値の公表についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】政策保有株式

政策保有株式については、良好な取引関係の維持・発展、安定的かつ継続的な金融取引の維持又は事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上等といった経営戦略の一環として、政策的に必要とする企業の株式を保有しています。毎期、政策保有株式について検討した結果、その保有状況を有価証券報告書において開示しております。なお、今後の状況の変化に応じて、保有の妥当性が認められないと判断する場合には縮減するなど、政策保有株式の保有状況を見直してまいります。

政策保有株式の議決権につきましては、当社の経営戦略への影響及び株主共同の利益を総合的に勘案のうえ、賛否を判断し、議決権を行使しております。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社と当社役員との直接取引及び当社と当社役員が代表を務める他団体や他の企業との取引等、会社法に定める利益相反取引については、取締役会規程において決議事項としており、決議後もその取引内容について定期的に報告することとしております。また、主要株主やグループ会社等といった関連当事者間の取引については、適切な社内手続きを経て実施することとし、計算書類、有価証券報告書等に記載し開示しております。

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。確定給付企業年金の積立金の管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関と契約を締結し全て一般勘定で運用を委託しており、人事部門が外部機関による運用実績等を適切にモニタリングしております。

【原則3 - 1】情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、創業の精神である「味ひとすじ」を企業理念とし、全てのお客様に信頼され、ご満足していただける安全・安心な商品・サービスの提供を経営の基本方針としております。そして、この基本方針のもと、長い歳月と多くのエネルギーをかけて築き上げてきた「永谷園ブランド」の価値をより強化し、発展させていく経営活動を行ってまいります。「味ひとすじ」とは、

1. 今までにない
2. お客様に「なるほどおいしい」と感じてもらえる
3. 他社にマネが出来ない

そういう商品を出し続けるという「決意」です。

また、当社グループは企業理念のもとに以下の経営課題に取り組んでいます。

「企業戦略の充実」

当社グループの安定的な成長と企業価値向上の実現のため、外部環境の変化に適應できる経営基盤を確立していきます。加えて、着実な計画実行と大胆な施策実行による将来に向けた投資を推進してまいります。また、当社グループ内での技術や知見の相互間交流を通じて、国内外含めた世界レベルでの新たなグループシナジーの創出と実践を推進することで事業の拡大にも注力してまいります。

「新価値提案力の更なるアップ」

多様化していく価値観やライフスタイルの変化に対応するとともに、市場変化を見据えて新領域へと商品ポートフォリオをさらに拡張させていきます。また、常にお客様の視点に立ち、独自性のある当社グループらしい商品開発を行うことで新しい価値を提案できるよう積極的に取り組み、当社グループのブランド力をより強固なものにしてまいります。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、ステークホルダーの立場を尊重し、長期的な関係を築き、企業の発展につなげていきたいと考えています。そのために、当社は経営の迅速化と経営のチェック機能の充実を図ることが、重要な経営課題と認識しております。

また、当社は監査役制度を採用しておりますが、社外監査役の機能を有効に活用しているため、引き続き監査役制度を継続し、経営の監査体制を維持していくことが適切であると考えております。加えて、独立性の高い社外取締役を複数名(3名)選任しているため、取締役会における監督機能についても、強化・充実が図れていると考えております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社の取締役の報酬は、企業成長をけん引するための資質、能力及び職責に応えるための固定報酬である「基本報酬」と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を目的とする会社業績に応じた「業績連動報酬」により構成される報酬体系であり、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。個別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた業績連動報酬の評価及びその額の決定としています。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は取締役会が定める報酬決定方針に従うものとしています。

執行役員の報酬については、当社規程に従い、会社業績及び業務の執行状況等を踏まえ、取締役会にて決定いたします。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

当社は、戦略策定・業務監督機能と業務執行機能との分離を明確にするために、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会の決定方針に従い、業務執行における計画を立案、実行する役割を担っており、それにふさわしい能力、経験等を備えた人物を、取締役会において選任しております。

取締役・監査役候補の指名につきましては、当社の取締役・監査役としてふさわしい人格、識見、手腕、能力等を総合的な見地から判断して、株主総会付議議案として取締役会にて決議しております。なお、監査役候補につきましては監査役会の同意を得ております。

また、社外役員候補につきましては、上記に加え東京証券取引所の定めに基づく独立要件を満たすことを条件としております。

当社は、経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くしたうえで、解任を決議することとなります。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役につきましては、株主総会招集通知に個々の選解任の理由を掲載しております。また、社外取締役、社外監査役の選任理由につきましては、本報告書においても記載しております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に定める事項を含め、取締役会で決議・報告すべき事項を規定しております。また、当社は執行役員に対して、業務執行の責任と権限を付与しており、「職務権限規程」を設け、役割の範囲を明確にしております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は独立社外取締役を選任するにあたり、独立社外取締役に期待される役割である監督機能が十分に発揮できる知識、経験、能力等が備わっている人物を候補者とすべきであると考えており、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、候補者を選定してまいります。

【補充原則4-11-1】取締役のスキル等の特定及び開示

当社の取締役の指名につきましては、当社グループの経営課題に照らし、取締役としてふさわしい人格、識見、手腕、能力等を総合的な見地から判断して株主総会付議議案として取締役会にて決議しております。また、独立社外取締役には、他社で代表取締役社長としての豊富な経験を有する者を2名選任しております。なお、各取締役及び監査役のスキル・マトリックスは、株主総会招集通知に開示しております。

「株主総会招集通知」https://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/stock_meeting.html

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任

当社は、取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合に、当社の取締役及び監査役としての職務の遂行に支障がないことを確認したうえで、取締役会において決議しております。また、取締役・監査役の兼職の状況は、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役へのトレーニング

当社は、取締役、監査役及び執行役員に対し、会社法や金融商品取引法、会計ルール等、職務遂行上必要となる法令知識等の習得のために、随時、関連部門や専門家等による情報提供の場を設けることを方針としております。

また、取締役、執行役員及びグループ会社の経営陣に対し、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力を開発するため、外部専門機関等を活用し、経営スキルを習得する研修を実施することを方針としております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、社会とのコミュニケーションを重視し、事業活動にかかわる社会にとって有用な情報を、適切、タイムリーかつ公平にステークホルダーの皆様へ提供するよう努めており、当社グループの経営方針、事業内容、業績等をより深く理解していただくため、株主との対話を合理的な範囲で実施いたします。株主との対話を行う際には、求められる情報の内容に応じて、経営戦略、経理財務、総務並びに広報等の各部門責任者が連携し、事前に協議し対応してまいります。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応(検討中)】

当社は、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」についての方針や目標等を開示しておりませんが、重要な経営課題として認識しております。今後、企業価値向上に向けた方針が具体的に決まり次第、随時開示してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	2,084,998	11.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,116,500	6.39
株式会社三菱UFJ銀行	766,761	4.39
永谷 栄一郎	716,909	4.10
永谷 泰次郎	716,661	4.10
松竹株式会社	616,000	3.53
大正製薬ホールディングス株式会社	565,000	3.23
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	487,000	2.79
大日本印刷株式会社	382,496	2.19
永谷園グループ従業員持株会	370,056	2.12

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
迫本 栄二	公認会計士													
山崎 長宏	他の会社の出身者													
吉田 朋史	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
迫本 栄二		該当事項はありません。	公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かしてグループ全体の業務執行に対する監督や、取締役会の実効性の向上に対する助言及び提言等を行っていただくことを期待して選任いたしました。また、上記a～kのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

山崎 長宏	該当事項はありません。	長年にわたる太陽化学株式会社の代表取締役社長としての豊富な経験を活かし、グループ全体の監督を適切に行っていただくことを期待して選任いたしました。また、上記a～kのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
吉田 朋史	該当事項はありません。	伊藤忠商事株式会社における豊富な業務経験を通じて、グローバルな事業経営や経営全般に関する幅広い見識を有しており、現在は、伊藤忠エネクス株式会社の代表取締役社長CEOとしてリーダーシップを発揮していることから、グループ全体の監督を適切に行っていただくことを期待して選任いたしました。また、上記a～kのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画、監査実施状況、監査報告等必要に応じて、会合を開催しており、相互に連携して監査を行っております。監査役と当社の内部監査部門である内部統制室は、必要に応じて会合を開催しております。その内容は、内部監査計画の説明、実施した内部監査の内容報告及び内部統制状況の報告等であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柳澤 義一	公認会計士													
井ノ上 正男	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳澤 義一		該当事項はありません。	公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から助言及び提言等を行っていただくことを期待して選任いたしました。また、上記a～mのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
井ノ上 正男		該当事項はありません。	弁護士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益な助言及び提言等を行っていただくことを期待して選任いたしました。なお、上記a～mのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 5名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役位別定額報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬をあわせた役員報酬を導入。
業績連動報酬の算出は、取締役会からの委任に基づき、取締役社長が、当社グループの収益力を評価するうえで最も重視している連結売上高及び連結営業利益率を基礎として支給額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

2022年度における当社の取締役・監査役に対する役員報酬及び監査法人に対する監査報酬の内容は次のとおりであります。
 取締役の報酬につきましては、支給対象人員7名に対し、302百万円を支給いたしました。
 監査役の報酬につきましては、支給対象人員4名に対し、53百万円を支給いたしました。
 (注)2023年12月26日現在の取締役の人数は8名(うち社外取締役3名)、監査役の人数は4名(うち社外監査役2名)であります。
 監査報酬につきましては、監査契約に基づく監査証明に係る報酬の金額78百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **あり**

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。
 また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された決定方針に沿って決定されていることから、当該方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針
 当社の取締役の報酬は、企業成長をけん引するための資質、能力及び職責に応えるための固定報酬である「基本報酬」と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を目的とする会社業績に応じた「業績連動報酬」により構成される報酬体系であり、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。また、取締役の報酬は、2015年6月26日開催の第62回定時株主総会にて決議された総額(年額450百万円)の範囲内において決定するものとする。なお、取締役会長、取締役相談役及び社外取締役については、基本報酬のみを支払うものとする。
2. 「基本報酬」の個人別の報酬の額の決定に関する方針(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
 当社の取締役の報酬の額の決定に関する方針は、役位、在任年数、業績及び従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定し、年間を通し毎月一定の時期に一定額を支給する。
3. 「業績連動報酬」等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
 業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とする。当該業績指標は、当社グループの収益力を評価するうえで最も重視している連結売上高及び連結営業利益率とし、期初の目標設定に対して期末の見込み数値による達成状況を勘案して算出された額を毎年期末に支給する。
4. 取締役の個人別の「基本報酬」の額に対する「業績連動報酬」の割合の決定に関する方針
 取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、役位ごとの業績連動報酬の上限値を基本報酬の額の20%までとして設定する。
5. 役員退職慰労金の内容及び額の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
 社外取締役以外の取締役において、社内規則に基づき計算され、株主総会での決議を経て決定される。なお、支払い時期は、退任後、取締役会にて決定された時期とする。
6. その他費用の内容及び支払い条件について
 人間ドックを受診した場合、その費用の実費を一定の時期に支給する。
7. 報酬等の委任に関する事項
 個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた業績連動報酬の評価及びその額の決定とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は取締役会が定める報酬決定方針に従うものとする。

なお、監査役については、業績に関わらず、安定した監査を行うために役位、在任年数等を考慮した定額報酬であります。報酬の決定方法につきましては、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するサポート体制につきましては、取締役会資料を取締役会開催日の4営業日前までに、社外取締役を含む全役員に対して配付しております。また、取締役会資料以外についても、社外取締役及び社外監査役に対し、必要に応じて、十分な情報を適切に提供しております。

さらに、取締役会において、社外取締役及び社外監査役に対する常勤監査役からの情報提供や相互に意見交換を行っております。また、社外監査役に対して、定期的に会計監査人から監査計画説明及び会計監査結果報告を行っております。さらに、内部監査部門及び内部統制部門である「内部統制室」から、社外取締役及び社外監査役に対して、定期的に内部監査結果及び内部統制状況の報告を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
町田東	顧問	相談要請に応じた助言	非常勤、報酬有	2012/3/31	定めなし

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・業務執行について

当社は、戦略策定・業務監督機能と業務執行機能との分離を明確にするために、執行役員制度を導入しており、執行役員に対して業務執行の責任と権限を付与しております。なお、執行役員は取締役会で選任され、任期は1年となっております。

取締役会は、月1回の定期開催に加え、必要に応じて随時迅速に開催し、法定事項のほか、特に重要な業務執行に関する事項について、取締役会規程に基づき決議しております。なお、第70期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の各取締役の取締役会への出席状況は、山崎長宏取締役が1回欠席、そのほかの取締役は全ての取締役会に出席しております。また、経営の意思決定機能を強化するため、各部門長から取締役に対して、業務の執行状況を報告するための業務報告会を定期的に開催し、さらに、随時各部門長が、企画提案及び情報提供を行うための会議を開催しております。

・監査体制について

業務監査につきましては、監査役会で決定した監査計画に基づき、取締役会等重要な会議への出席、議事録・稟議書等重要な決裁書類等の閲覧及び各事業所への往査等を行っております。また、監査役と内部監査部門は、必要に応じて会合を開催しており、内部監査計画の説明、実施した内部監査の内容の報告及び内部統制状況の報告等を行っております。

会社法及び金融商品取引法の会計監査は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、委嘱しております。

・選任、報酬等の決定について

取締役及び監査役の選任、報酬等の決定につきましては、取締役会及び監査役会でその役割、責任及び実績等を考慮し、慎重に検討しております。

・独立役員について

当社は独立役員に社外取締役である、迫本栄二、山崎長宏、吉田朋史の3名及び社外監査役である、柳澤義一、井ノ上正男の2名を指名しております。いずれも、東京証券取引所が規定する独立性を損なう要件に該当しないことから、全員の同意を得て東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

・社外役員の選任のための当社からの独立性に関する基準又は方針

当社は社外取締役又は社外監査役を選任するにあたり、独立役員の役割が十分に発揮できる知識、経験、能力等が備わっている人物を候補者とするべきと考えており、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、候補者を選定しています。当社の社外役員全員（5名）は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての資格を有しているため、一般株主と利益相反するおそれはないと考えております。

・責任限定契約

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、当社定款及び会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結しております。その内容の概要は、会社法423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担するものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行を監視・監査する専門機関としての有効性の観点から、監査役会設置会社を採用しております。また、独立性の高い社外取締役3名及び社外監査役2名を選任しており、それぞれ独立的な立場からの経営の監視機能と、専門的知識による経営に対する助言及び監督的役割を担っております。加えて、戦略策定・業務監督機能と業務執行機能との分離を明確にするために、執行役員制度を導入しており、執行役員に対して業務執行の責任と権限を付与しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2023年6月29日開催の第70回定時株主総会招集通知は、2023年6月13日に発送しておりますが、引き続き早期発送について検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月29日開催の第69回定時株主総会からインターネットによる議決権行使を導入いたしました。
その他	定時株主総会招集通知は、書面のご送付と併せて、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について、電子提供措置をとっております。 第70回定時株主総会招集通知は、2023年6月7日に当社及び東京証券取引所等のウェブサイトにて掲載しておりますが、引き続き早期開示について検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(https://www.nagatanien-hd.co.jp/)にて、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、事業報告、決議通知及び事業のご報告を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの従業員に配付している「永谷園グループの倫理綱要」の「社員行動基準」において、「私たちはステークホルダーに支えられていること」、「地域活動に対し、関心を持つこと」について規定しております。また、当社ウェブサイトの「企業行動指針」においても「永谷園グループはステークホルダーの立場を尊重し、長期的な信頼関係を築き、企業の発展につなげます。」と記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動につきましては、環境問題を企業の社会的責任のひとつとして取り組むべき重要なテーマと認識し、社長直轄の組織として設置している「CSR推進室」において、環境基本方針の策定、環境保護の取り組み等、当社グループ全体で活動していく体制を整備しております。 CSRにつきましては、当社の経営の重要な課題として位置づけ、「環境」「社会貢献」「コンプライアンス」を重要なテーマとして捉え取り組んでおります。なお、2004年9月から「環境報告書(2006年度より環境・社会報告書)」を発行しており、当社独自の「環境マネジメントシステム」の説明や「環境会計」の開示のほか、環境保全への各種取り組み、CSR活動等を掲載しております。 当社グループは、2022年12月に持続可能な社会の実現に向けた取り組みを当社グループ全体で強化することを目的として、「永谷園グループサステナビリティ方針」の策定、サステナビリティ推進体制を構築しました。今後は、サステナビリティ委員会を中心にして、社会や環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題を整理し、マテリアリティ(重要課題)の特定や、TCFDの枠組みに基づく開示を順次行ってまいります。 各内容につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、「永谷園グループの倫理綱要」の「企業行動指針」において、「社会とのコミュニケーションを重視し、事業活動に関わる、社会にとって有用な情報を適切かつタイムリーに開示します。」と規定し、各種ツールを使用して、情報提供に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社取締役会に関する規程に従い、重要な意思決定は取締役会に付議すべき事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う。また、必要に応じて取締役会の付議事項・基準を見直す。
 - ・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、取締役及び従業員の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
 - ・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握及び是正改善を行う。
 - ・コンプライアンス経営及び適切なるリスクマネジメントを継続的かつ効果的に推進するために、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会において、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理に関する重要事項を審議し、必要な施策を講じる。
 - ・取締役及び従業員に対し、社内講習会を適宜実施し、法律の制定・改正等の知識習得を図る。
 - ・内部監査部門による定期的な各部門への内部監査を実施し、従業員の職務執行の有効性及び妥当性を確保する。
 - ・金融商品取引法その他の諸法令等に則り、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し改善を進める。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関わりを一切持たず、不当な要求に対しては、弁護士や警察等と連携して毅然とした姿勢で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・各種議事録・稟議書等の重要な文書の保存及び管理については、文書管理規程等の関係諸規程に従い、これを行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・重大な事故等の発生時の組織的な対処の危機管理規程等の関係諸規程に従い手順を定め、事故等の発生時に適切に運用できる体制を整える。
 - ・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守の面で疑義のある行為、その他倫理上問題のある行為等の把握に努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会規程に基づき審議及び決議を行うことにより取締役の職務執行が効率的に行われる体制をとる。
 - ・執行役員制度を導入し、執行役員に対して業務執行の権限と責任を付与することで、取締役の職務執行が効率的に行われる体制をとる。
 - ・経営に資するテーマ等を審議・決定する経営会議、及び各部門長が業務報告を行う業務報告会等の会議の開催により、取締役は業務運営の状況を把握するとともに、各執行役員・部門長との連携を図り、効率的な職務執行を実現する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の関係会社管理規程に基づき、グループ会社の重要事項については、その重要度に応じて決裁機関を定め、必要な手続きを行う。
 - ・必要に応じて、当社の監査役及び内部監査部門がグループ会社の経営層へのヒアリング及び業務上の各種帳票類の閲覧の実施を行うことにより、各社の業務及び財産の状況を監査する。
 - ・必要に応じて、当社の役員がグループ会社の役員を兼務し、グループ会社の業務運営の状況を把握、改善を行う。
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 - ・当社の内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施し、各社の業務執行を調査し、取締役会においてその結果を報告する。
 - ・グループ運営会議、予算会議等を開催することで定期的に子会社からの報告の機会を設け、子会社における業務執行状況の把握に努める。
 - ・子会社に関する重要な事項については、当社において事前承認を必要とし、あるいは報告を受ける機会を設け、子会社の業務の適正を図る。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・グループファイナンス(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入し、子会社におけるキャッシュフローの把握及び保有資金の有効活用を図る。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社の事業実態・規模等に応じて、取締役会非設置会社、会計監査限定監査役などの適切な機関設計を行い、効率的な経営体制を構築している。
 - ・グループ共通の会計管理システムを導入し、子会社における財務状況の把握及び会計業務の効率化を図る。
 - ・情報の伝達や効率的な業務遂行のため、ITを適切かつ有効に利用している。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ全体を対象とするリスク管理について担当する役員・リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の会議体・会議体を所管する担当部署を設置している。
 - ・子会社の役員・従業員も弁護士、社外の通報窓口等へ内部通報することができる体制とし、業務執行の適正の確保を図る。
 - ・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、子会社の役員・従業員の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で監査役の職務を補助する従業員を配置する。
- (7) 監査役の使用人の当該株式会社の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役の職務を補助すべき従業員の異動・評価等の人事に関する事項の決定は、監査役から事前に同意を得るものとする。
 - ・監査役の職務を補助すべき従業員の指揮命令は監査役が行う。
- (8) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令に従い行動する。
- (9) 監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告するための体制
 - ・各部門長が業務報告を行う業務報告会において、業務報告を受ける体制とする。
 - ・内部監査部門が内部監査の結果を監査役に報告する。
 - ・内部通報制度における通報窓口の一つとして監査役を設定し、報告体制の向上を図る。
 - ロ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告するための体制
 - ・内部通報制度における通報窓口の一つとして監査役を設定し、報告体制の向上を図る。

・子会社の監査役による連絡会を定期的に開催し情報交換に努める。

(10) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、グループ会社において不利な取扱いを受けることを禁止する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年、一定額の予算を設ける。

・監査役が費用の前払等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・内部監査部門、経理部門等の関連部門が連携し、監査役の監査業務を補助する体制をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況 >

・当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした対応を徹底します。

・永谷園グループの企業倫理に関する基本方針である「企業行動指針」に法令の遵守を定めるとともに、その基本方針に基づいた行動を社員が実践していくための規程である「社員行動規程」において、反社会的団体への対応を具体的に明記し、反社会的勢力の排除を徹底しております。また、総務部門が窓口となり、警察、特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、2008年6月27日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策を導入いたしました。その後、当社定時株主総会において、当該対応策を継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております(以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。)

現プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、現プランの有効期間は、2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。

現プランの詳細については、2023年5月29日付当社プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」(当社IRライブラリー<https://ssl4.eir-parts.net/doc/2899/tdnet/2289095/00.pdf>にてご覧いただくことが可能です。)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・当社は、執行役員制度を導入しておりますが、今後は、さらに経営の迅速化と経営のチェック機能を高めるための体制について、検討してまいります。

・適時開示体制の概要について

1. 適時開示に関する方針

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に基づき開示すべき情報の他、開示すべきであると当社が独自に判断した情報につき、適時適切な開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制

「重要情報管理及び内部者取引に関する規程」において、重要情報の取扱方法を以下のとおり定め運用しています。

(1) 管理本部長を「情報統轄者」、各部の部門長を「情報管理者」と定め、重要情報が発生した場合には、情報管理者から情報統轄者への報告を義務づけています。

(2) 報告を受けた情報統轄者は、情報の内容に応じて経理財務、総務、経営戦略等の関連部門と協議し、適時開示の開示内容を取りまとめ、取締役社長に具申しています。

・重要情報が決定事実及び決算情報の場合

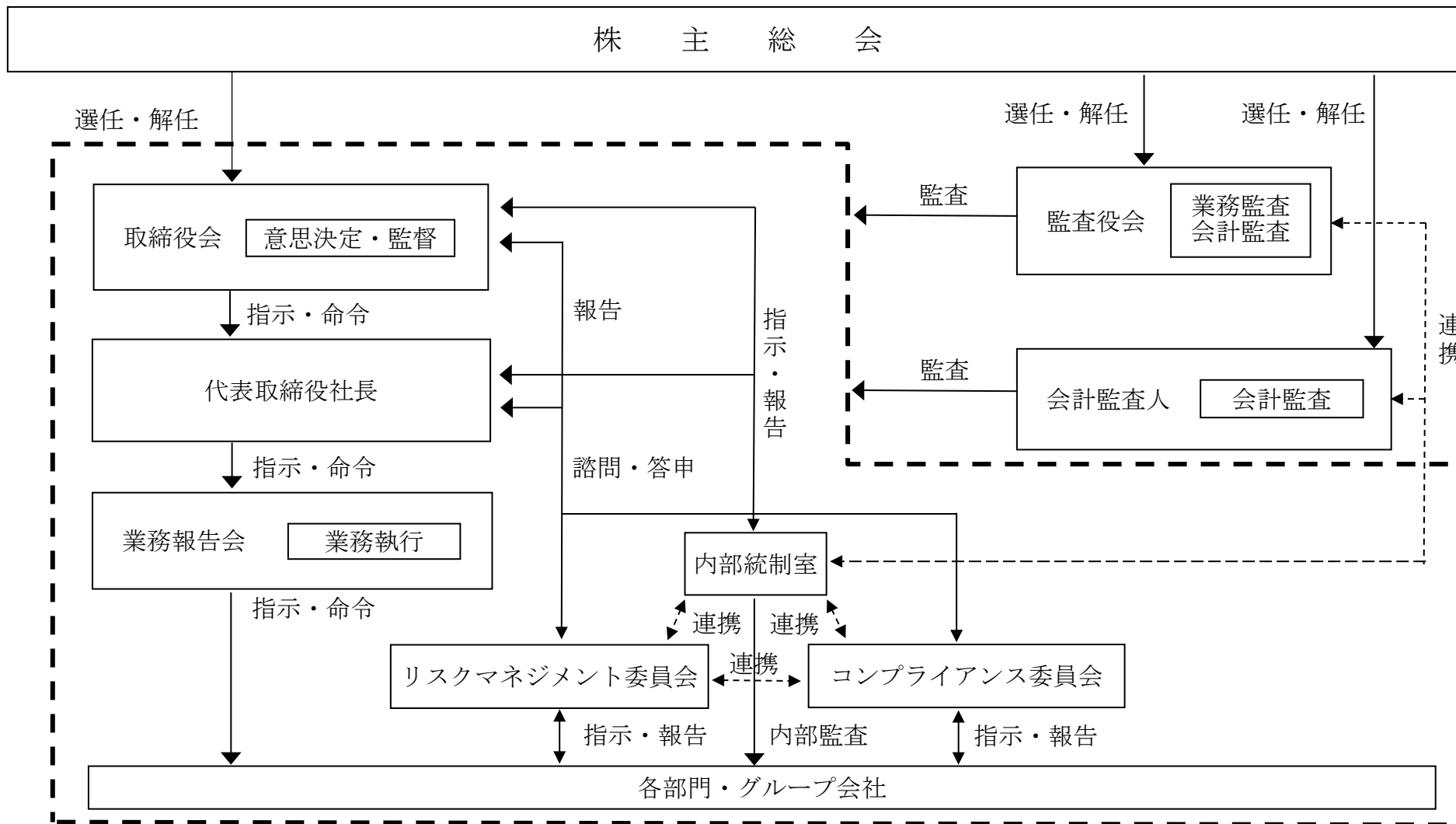
取締役会決議後、遅滞なく適時開示する。

・重要情報が発生事実の場合

発生後遅滞なく取締役社長に報告し、適時開示する。

3. 開示の流れ

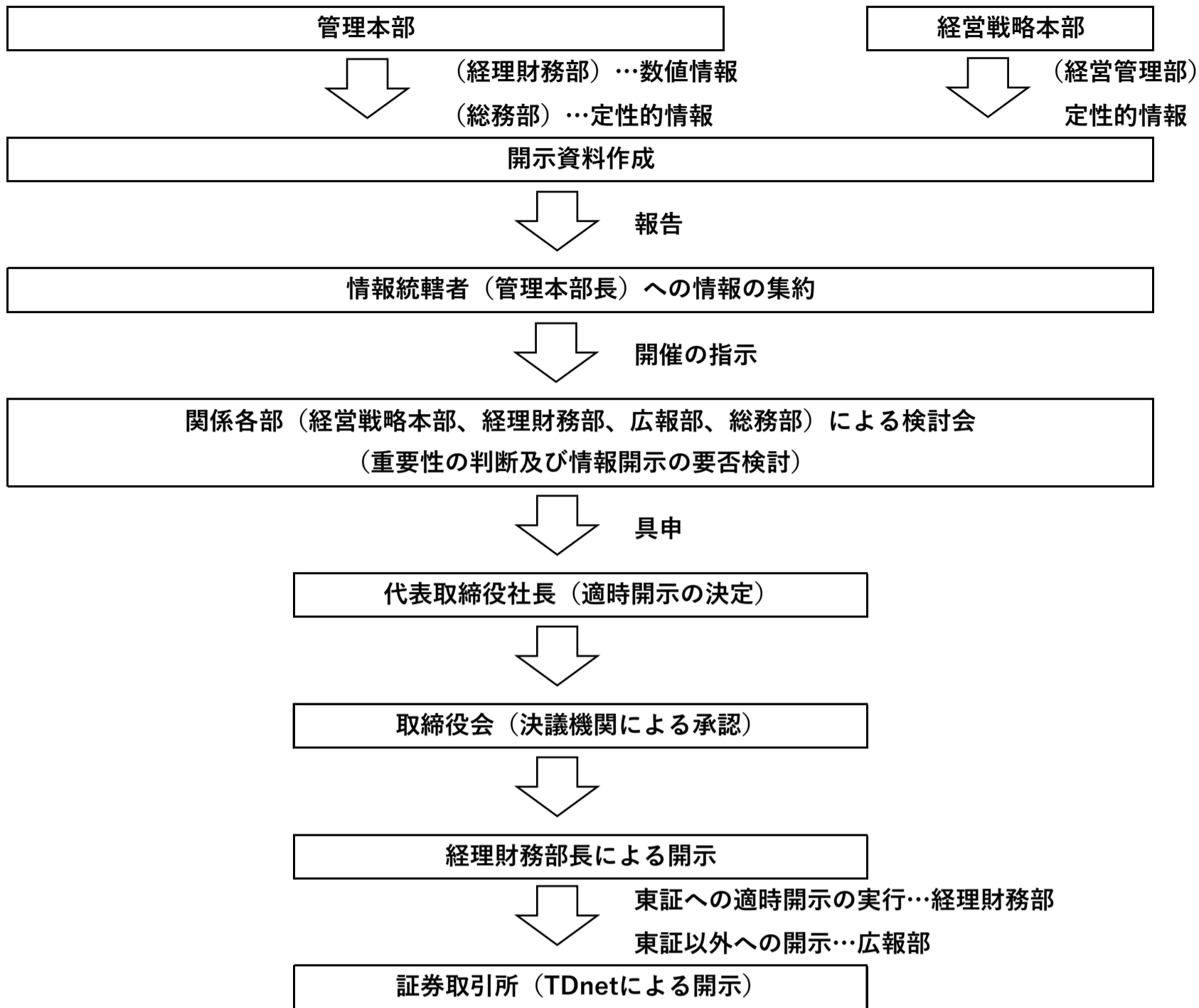
決算情報、決定事実、発生事実に分けて、開示プロセスを別紙のとおりとする。



別紙

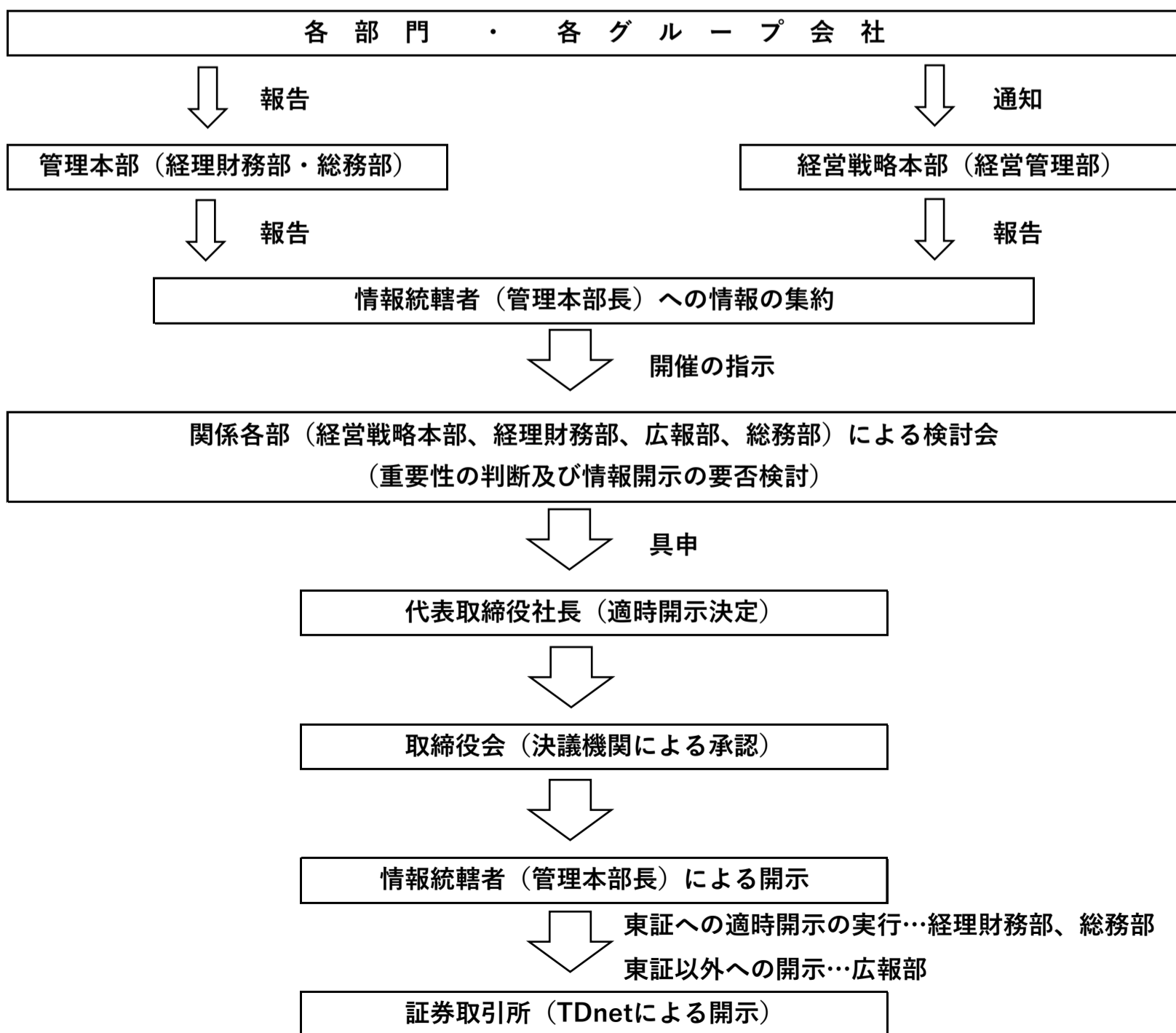
①決算情報

例：決算短信、四半期決算短信



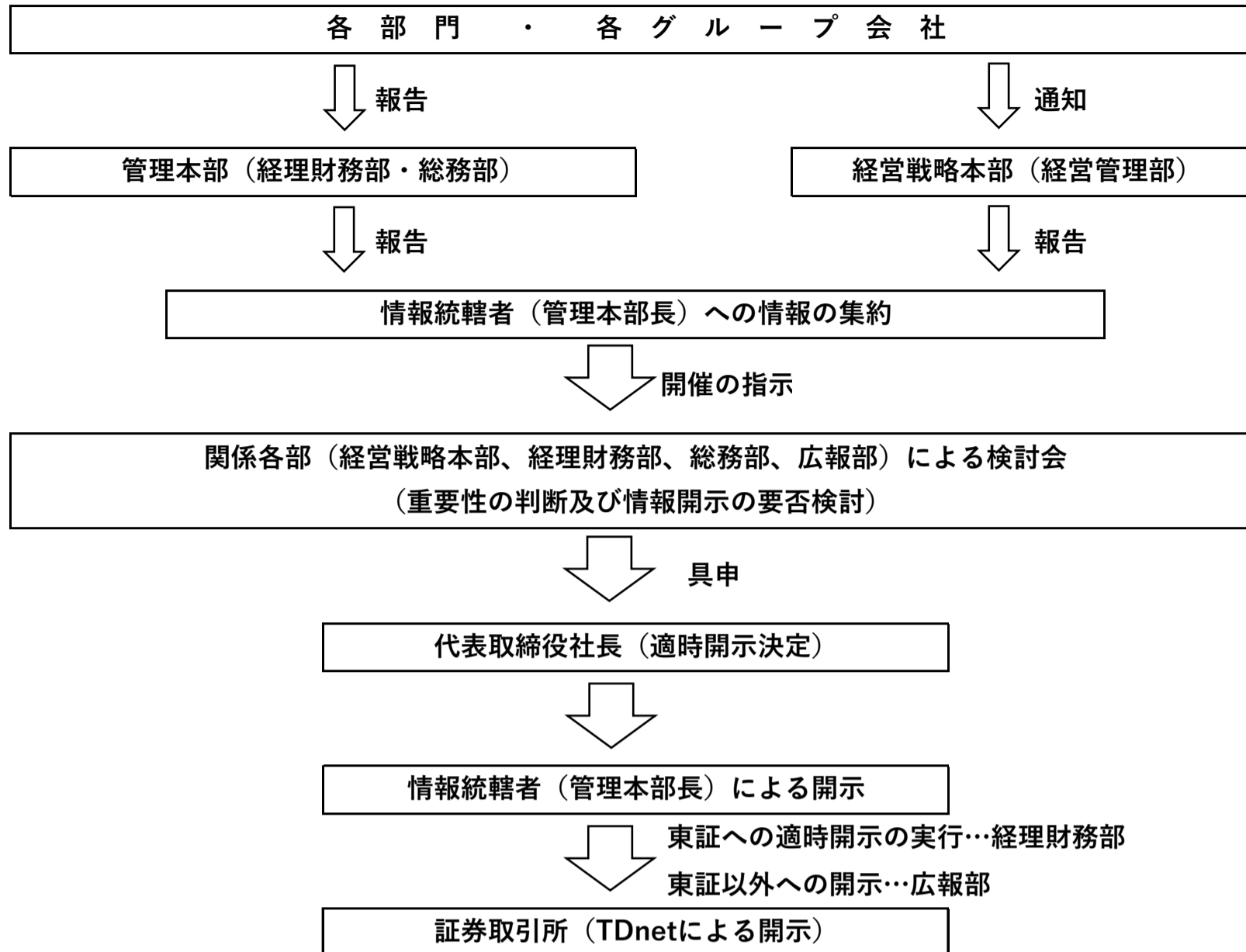
②決定事実

例：特別利益・損失の発生、業績予想の修正、役員人事、事業の授受等



③発生事実

例：災害（地震、火災等）、商品事故（異物混入、回収等）等で業績に大きな影響を与えるもの



以上